The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	公的部門における法律専門家 : ドイツにおけるその養成と役割
Author(s)	佐藤, 英世
Citation	阪大法学. 2014, 64(2), p. 273-291
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71510
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

公的部門における法律専門家
――ドイツにおけるその養成と役割――

佐藤英世

一　はじめに

本稿は、二〇一二年一二月八日に大阪大学で開催された国際シンポジウム「公的部門における法律専門家」[1]での報告および配布資料をベースにし、ドイツ、とりわけ筆者が分担した調査対象であるバーデン＝ヴュルテンベルク州において、法律専門家（いわゆる法曹以外の者も含む）が、行政機関等の公的部門においてどのような役割を果たし、実務修習を含めて、その養成がどのように行われているかを、ドイツで行ったインタビュー等の調査[2]に基づいて整理し、検討するものである。

公的部門における法曹の養成とその役割を知るためには、その前提としてドイツの司法制度や法曹養成のシステムを理解しておく必要がある。そこで、以下では、まず二で、ドイツにおける司法制度と法曹養成制度について、ドイツとわが国との違いにも触れながらその概要を示し、三で、公的部門における法律専門家の養成と役割について検討することとする。

二　ドイツにおける司法制度と法曹養成制度

（1）ドイツの司法制度

ドイツの司法制度は、民事事件と刑事事件を扱う通常裁判所、それ以外の特定の法律分野の事件を管轄する特別裁判所、さらに憲法問題を専門に扱う連邦憲法裁判所により形作られている。通常裁判所は、三審制であり、一審の地方裁判所（Landesgericht）と控訴審の高等裁判所（Oberlandesgericht）は州の裁判所であり、上告審である連邦通常裁判所（Bundesgerichtshof）は連邦の裁判所である。このほか、日本で言えば簡易裁判所に当たる各州の区裁判所（Amtsgericht）と特許事件（特許侵害訴訟を除く）を専門に扱う連邦特許裁判所（Bundespatentgericht）がある。後者の上告審は連邦通常裁判所であり、わが国で二〇〇五年四月に東京高等裁判所の特別の支部として設置された知的財産高等裁判所に類似している。

特別裁判所には、行政事件を管轄する行政裁判所（Verwaltungsgericht）、労働事件を管轄する労働裁判所（Arbeitsgericht）、社会保険等に関する事件を管轄する社会裁判所（Sozialgericht）、租税事件を管轄する財政裁判所（Finanzgericht）がある。特別裁判所も、二審制をとる財政裁判所以外は、通常裁判所と同様に三審制であり、上告審のみが連邦の裁判所である。これは、連邦国家であることに起因する。このように、ドイツには、わが国では日本国憲法の施行にあわせ廃止された行政裁判所をはじめとする特別裁判所があるが、これらは、フランスのコンセイユ・デタ（Conseil d'Etat）を頂点とする行政裁判所[3]とも異なり、行政権の一部ではなく司法権（裁判権）に属している。

連邦憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）は、①連邦政府、州政府または連邦議会の三分の一以上の議員の

申立てに基づいて行われる抽象的違憲審査（基本法九三条一項二号）、②各裁判所が、裁判係属中にある法律が違憲であるとの疑いをもった場合に、当該裁判手続を中止したうえで、連邦憲法裁判所の判断を求める具体的違憲立法審査（同法一〇〇条一項）、③公権力によって基本権を侵害された旨主張する者が裁判上の救済手段を尽くした後に連邦憲法裁判所の審査を求める憲法訴願（同法九三条一項四ａ号）、④連邦機関相互の権利・義務の範囲に関する機関争訟等（同法九三条一項一号）について決定する権限を有している。さらに、州によっては、州憲法裁判所を設置し、州の憲法に関係する紛争等の審理に当たるとしているところもあるが、州憲法裁判所は、州法のみを取り扱う州の裁判所であって、連邦憲法裁判所とは審級関係にはない。日本とは異なる司法制度であるが、さらに裁判官にも職業裁判官と国民の中から選ばれる名誉職裁判官（刑事事件では参審員という。）の一定数の組み合わせで一定の事件について審理が行われるといった特色もある。(4)

（2）ドイツの法曹養成制度

1．概　観

ドイツの法曹養成制度の基本的枠組みは、ドイツ裁判官法（Deutches Richtergesetz. 以下、単に「裁判官法」ともいう。）、連邦弁護士法（Bundesrechtsanwaltsordnung）および大学大綱法（Hochschulerahmengesetz）により定められているが、基本法上、教育権は州に属する（基本法三〇条・七〇条）ため、その具体化は各州に委ねられている。(5)

ドイツで法曹資格を取得するためには、ギムナジウム（九年制高等学校）の卒業試験（Abitur）に合格した者が大学の法学部で法学教育を四年間受け（優秀な成績である場合にはこれを下回ることができるが、最低二年間は大学に在籍する必要がある。裁判官法五ａ条一項）、第一次試験（die erste Prüfung）に合格した後に、二年間の司

法修習（Vorbereitungdienst）を行い、第二次国家試験（die zweite Staatsprüfung）に合格しなければならない。

ドイツでは、わが国と異なり法学部卒業（学士）という概念はなく、第一次試験合格がいわゆる卒業にあたる。法制養成教育は、従来の裁判官養成から多様な弁護士の養成へとシフトしてきているといわれるものの、今日でもこの第二次国家試験合格は、裁判官職に就任する資格（以下、一般的な用語法に従い「法曹資格」あるいは単に「法曹」（Jurist）という。）と位置づけられている（同法五条）。

わが国との比較でとりわけ特徴的なのは、法曹資格を取得した者は、各人の希望と、とりわけ二度の試験の成績によって、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）に加え、行政官（Verwaltungsbeamte．法曹資格を有する行政官・公務員を行政法曹（Verwaltungsjurist）ともいう。）、すなわち、わが国でいえばこれまでの国家公務員Ⅰ種採用試験（法律職）に代わり、二〇一二年度から実施された新たな採用試験において司法試験合格者を対象とする総合職院卒者試験（法務）の合格者に相当する者、経済法曹（Wirtschaftjurist）、わが国でいえば企業内弁護士といわれる職種、公証人等の道に進んでいくということである。(6)

2．法曹養成制度の改革

ドイツでは法曹養成制度の改革が繰り返し行われてきたが、とくに現行制度との関連で重要なのは、二〇〇二年三月（二〇〇三年七月施行）の法曹養成制度改革法による改革である。この改革は一九世紀以来の抜本改革とも言われている。(7)

この改革は、従来の制度は裁判官養成に力点が置かれすぎていること、国際競争力を念頭においた弁護士のグローバル化が必要となってきたこと、法的助言や法政策的な能力が法律家には従来以上に求められるにもかかわらず、実務で役立つ教育が大学ではほとんど行われていないこと、などが問題視され、従来の裁判官の養成を主たる

目的とした制度から多様な法曹（とくに弁護士）[8]を養成するシステムに変容するものである。改革の骨子は以下のとおりである。なお、この改革法に基づく新司法試験は二〇〇七年からスタートしている。[9]

①各大学が実施する重点領域科目試験の導入、

②国際性と問題解決能力などの専門性の重視、

③弁護士修習の重視、

④裁判官の社会的な資質の重視、である。[10]

3．現行法曹養成制度の概要

法曹養成制度といっても、各州（さらには各大学）に大幅な裁量が認められ一律ではないため、私の調査したバーデン＝ヴュルテンベルク州を例にとってみることにする。

まず、前述のように法曹養成制度は、連邦法であるドイツ裁判官法で大枠が定められているが、バーデン＝ヴュルテンベルク州（以下、単に「州」ともいう。）では、「司法試験及び司法修習に関する法律」（Gesetz über die juristischen Prüfungen und den juristischen Vorbereitungsdienst: JAG. 以下、単に「州法」という。）およびそれに基づく「法曹養成及び司法試験に関する司法省令」（Verordnung des Justizministeriums über die Ausbildung und Prüfung der Juristen: JAPrO. 以下、単に「省令」という。）によりその詳細が定められている。[11]

(1)大学教育と第一次試験

裁判官法は大学就学期間を四年としているが、州では、省令により第一次試験を含めて九セメスター、すなわち四年半を標準と定めている（省令三条六項）。また、裁判官法に規定はないが、州では、他の多くの州と同様に、第一次試験に進む過程で州法に基づき各大学が独自に中間試験（Zwischenprüfung）を実施しており、四セメス

ターの終了までにこの試験に合格しなければならない。[12] 試験科目は、民事法、刑事法および公法であり、それぞれ一度だけ再試験が認められている（省令四条）。すでに大学二年目にして基本科目の基礎知識が試され、ふるいにかけられることになる。

第一次試験は、国家（各州＝各州司法省）による必須科目試験と各大学が独自に実施する選択科目としての重点領域科目試験（Schwerpunktbereichsprüfung）により構成される（裁判官法五条一項）。第一次試験の点数配分は、必須科目試験が七〇パーセントで重点領域科目試験が三〇パーセントである（同法五d条二項）。

必須科目は、民事法、刑事法、公法並びに欧州法、法学方法論および哲学的、歴史的、社会的基礎を含む手続法の中核部分（主要部分）である（同法五a条二項）。必須科目の具体的な試験範囲について、州では、省令で詳細に定めている（省令八条）。重点領域科目は、必須科目に関連した必須科目教育の補充、深化並びに法の学際的、国際的知見を与えることに資するものである必要があり、この観点から各大学が自由に設置するものである（同条二項）。重点領域科目は、社会・経済の高度化・複雑化に対処しうる多様な法曹（とくに弁護士）を養成するために設置されたものであり、その発想はわが国の法科大学院の展開・先端科目に通ずるものがある。

重点領域科目は、大学ごとにかなり異なっているが、いずれにせよ学生は提供されている重点領域科目の中から関心のある科目を選択し、各大学が実施する試験を受けることになる。

今回の調査で、省令でその範囲が詳細に規定されている必須科目試験と比べ、重要領域科目試験についてはその難易度に関し大学間の格差が大きいといった指摘があった。ちなみに、私の調査したフライブルク大学では高難度の問題が出題されているという。[13]

第一次試験では、必須科目試験は筆記試験と口述試験からなり（省令七条一項）、重点領域科目はすくなくとも

一科目は筆記試験により行われる（裁判官法五ｄ条二項）。受験回数は二回までである（同条五項。ただし、早期受験の場合の不算入受験制度がある。[14]）。

〈フライブルク大学法学部の重点領域科目（二〇一二年冬学期[15]）〉

①法制史と比較法（Rechtsgeschichte und Rechtsvergleichung）

②法哲学と法理論の基礎（Philosophische und theoretische Grundlagen des Rechts）

③司法および弁護士職における民事司法（Zivilrechtliche Rechtspflege in Justiz und Anwaltschaft）

④刑事司法（Strafrechtliche Rechtspflege）

⑤商取引と経済（Handel und Wirtschaft）

⑥労働と社会保障（Arbeit und Soziale Sicherung）

⑦ヨーロッパ法・国際取引法（Europäische und Internationale Rechts- und Wirtschaftsbeziehungen）

⑧多面的システムにおける国家と法（Staat und Recht im Mehrebenensystem）

⑨情報法と知的財産権法（Informationsrecht und Recht des Geistigen Eigentums ）

このほか、大学教育に関し、学生は、外国語による法学の授業（または法学に重点を置いた語学コース）の単位を取得する必要がある（裁判官法五ａ条二項）。また、大学教育の内容は、司法的、行政的および法助言的実務を考慮し、そのために必要な交渉術、対話指導、法廷弁論術、紛争調停、仲裁、尋問技術、コミュニケーション能力といったキークオリフィケーション（実務の基本的技能：Schlüsselqualifikation）を含むものでなければならない

とされている（同条三項）。さらに、学生は、休暇中に少なくとも三か月間の実務実習（praktische Studienzeit. 単にPraktikumともいう。）を行う必要がある（同条三項）。そして、州では、これら外国語による法学授業、実務の基本的技能を習得するための授業、実務実習への参加が第一次試験受験資格取得の前提条件となっている（省令九条一項二号・三号・同条二項四号）。

実務実習に関し、ドイツでは実習先は学生自ら探すか、州の裁判所等が公募して受け入れるのが通例である。バーデン＝ヴュルテンベルク州では、実務実習は、学生が実務的法適用に関するものの見方（考え方）を身につけるのに適した機関（場所）であれば、外国でも行うことが出来るとしている（省令五条二項）。また、すべての国家機関およびその他の公的機関は、実務実習の実施に協力するよう求められており、さらに州では、司法、行政および弁護士事務所におけるそれぞれ一か月間のグループ実習の機会を提供している（同条三項）。

わが国では、ようやく二〇〇九年度から人事院が法科大学院の学生を対象とした「霞が関法科大学院生インターンシップ」を実施することになったが、実習期間は原則二週間と短く、法科大学院生の数との比較において受け入れ人数はかなり限定されている。[16] また、今回の調査によると、地方公共団体（宮城県、仙台市、福岡県、福岡市）では法科大学院生に対象を限定した実習は行われておらず、その必要性もないという意見が多かった。[17]

(2) 司法修習と第二次国家試験

第一次試験に合格すると、二年間の司法修習に入ることになる（裁判官法五b条一項）。修習は、通常裁判所における民事修習三か月、検察庁または裁判所における刑事修習三か月、行政官庁三か月、弁護士事務所九か月並びに一か所または複数の専門的な教育が保障される選択された機関（いわゆる選択修習）において行われる（裁判官法五b条二項）。外国の養成機関や弁護士の下での修習、大学法学部やシュパイヤー行政大学院[18]での研修も認めら

れている（同条三項）[19]。また、州法で、民事修習の一部を労働裁判所で、行政官庁での修習の一部を行政裁判所、財政裁判所または社会裁判所で行うことができるよう定めることができる（同条三項）。さらに、弁護士の下での修習は、九か月のうち三か月を公証人の下で、三か月を企業、団体その他の養成機関で行うよう州法で定めることができる（同条四項）。このほか、司法修習期間中、合計三か月の養成講習課程（授業）が予定されている（同条五項）。

バーデン＝ヴュルテンベルク州では、民事修習五か月、刑事修習三か月半、行政修習三か月半、弁護士修習九か月を義務付け、さらに選択修習として重点領域三か月としている（省令四一条一項）。修習は、それぞれ指導員によって成績評価がなされる（省令四五条一項）。

なお、わが国では、二〇一一年一一月に入所の修習生（第六五期）から給費制が廃止され、貸与制に移行したが、ドイツでは今日でも給費制がとられている。給付額は州によって異なるが、おおむね月額九〇〇～一〇〇〇ユーロ程度といわれている（州法七条一項参照）[20]。

第二次国家試験は、第一次試験同様、筆記試験と口述試験からなる。州の筆記試験では、民事法から四問、刑事法と公法から各二問、実務的な問題が出題される（省令五〇条二項・三項）。口述試験は、民事法、刑事法、公法に加え、重点領域科目の一つについて行われる（省令五三条二項）。不合格者は、一度だけ再受験が認められる（省令五九条一項）。

バーデン＝ヴュルテンベルク州（フライブルク、ハイデルベルク、コンスタンツ、マンハイム、テュービンゲン）における二〇一一年の第一次試験の受験者は一、三五二人（空打ち受験者一七三人を含む。）で八九三人が合格している。第二次国家試験の受験者は六三二人で合格者は五八三人である[21]。

4．法曹養成制度とボローニャ宣言

一九九九年六月一九日にヨーロッパ諸国の教育・文化相によりボローニャ宣言（Der Europäische Hochschulraum, Gemeinsame Erklärung der Europäischen Bildungsminister 19. Juni 1999, Bologna）が公表された。この宣言は、ドイツでは一般にボローニャ宣言（Die Bologna-Erklärung）あるいはボローニャプロセス（Der Bologna-Prozess）と呼ばれ、議論されている。[22]

この宣言は、二〇一〇年までにヨーロッパの統一的な高等教育システムを樹立することを目的とするものであるが、その背景には、EU市場内における大学を魅力あるものとし、アメリカの大学に対抗する意図があったといわれている。[23]ただし、この宣言は、その名称からも推測できるように参加国の決意表明であって、法的拘束力のある条約ではない。[24]

宣言の内容は、EU域内での学生の流動性を高め比較可能でわかりやすい大学卒業システムの構築、ヨーロッパ共通の単位互換制度の導入、大学教育の質の改善など多岐にわたるが、とりわけドイツの法曹養成制度との関連で議論されてきたのは、学部と大学院課程を区分し、卒業生に学士（Bachelor）と修士（Master）を付与する二段階の卒業システムを構築することについてである。[25]ドイツの文化相会議（die deutsche Kultusministerkonferenz）は、この宣言をドイツの大学政策の中心と位置づけ、宣言に沿った新たなシステムの構築を推進してきた。この点に関し、二〇一〇年の統計として、ドイツの大学の全履修過程の八二％が学士‐修士課程を導入したとのデータがある。[26]

しかし、法律のように国家試験合格が卒業を意味し、その過程に実務研修が組み込まれている分野（医学、教職でも同様である）では、当然のことながら導入は容易ではない。今回の調査でも、ほとんどの法学部教授はその導

入に否定的であった。この制度に意味があるとすれば、司法試験に合格できない学生が学士を得ることができることであるという厳しい指摘もあった。[27] また、ドイツで司法修習の実務を担当する州の司法相会議（Konferenz der Justizministerinnen und Justizminister）は、従来から学士‐修士課程の導入に反対の立場をとってきたが、二〇一一年五月一八日・一九日に開催された第八二回司法相会議において、全会一致でボローニャプロセスに合わせた法曹養成課程の変革は行わないとの決議をしている。[28] その理由は、法律学の学修をボローニャ宣言の意味における学士・修士の構造に変換することによってドイツの法曹養成の質に対する危険を伴うことにある。[29] これにより、法曹養成制度との関連ではその方向性が決定づけられたことになろう。

三　公的部門における法律専門家の養成と役割

本調査は、諸外国の法曹養成システムにおいて、官庁・自治体等の実務修習がどのように関連付けられているかを調査することを目的としている。これに関してドイツで特徴的なのは、法曹養成の過程に行政官庁での実務実習および司法修習が組み込まれており、また第二次国家試験合格後に行政法曹として公務員になる道も開かれているということである。バーデン＝ヴュルテンベルク州では、司法試験及び司法修習に関する法律（JAG）第一〇条で、裁判官職への資格は、同時に上級行政職（der höhere Verwaltungsdienst）への資格ともなると明記している。

すでに二で実務実習と司法修習の概要については説明したが、以下では行政法曹や官庁等へのインタビューを通じて得られた調査結果について紹介することにする。

（1）実務実習と司法修習

ドイツでは、実務実習が義務付けられているだけでなく、法曹養成の目的に適った実習が行われており、かつそ

の選択肢も広いということである。ただ、実務実習は、司法修習とは異なり、実習をしたことの証明は必要であるが、成績評価がなされるわけではない。

フライブルク市役所法務部の若手行政法曹は、ニュージーランドのドイツ大使館で三か月間、次にフライブルク市の行政裁判所で一か月間、その後刑事事件を専門に扱う弁護士事務所で一か月間実習を行ったということである。その経験は大変意義深いものであり、将来の進路を考える良い機会になったと評価している。他方で、重点領域科目試験が学生にとって大きな負担となっており、そのことが学生が実習に消極的になる要因にもなっているという。

とくに、実務実習や司法修習に行政官庁が組み込まれていることについて、公法学にとっては非常に重要であるとの指摘があった。ドイツの法曹養成制度では学問的教育と実務的教育の融合が企図されているが、とくに公法学にとって行政実務を知ることが不可欠であるという。[30] 周知のように、わが国でも公法は必修科目であるが、それに対応する行政実務の修習は行われていないのが現状である。

（2）法曹資格を有する公務員の採用

連邦、州あるいは地方自治体により公務員の採用の仕方も異なる。ドイツ連邦共和国基本法三三条二項では、ドイツ人は、その適正・資格および専門的能力に応じて、等しく公職に就くことができるとしており、第二次国家試験に合格した者は上級公務員の候補者（Assesor）としてその資格を有しているとみなされている。したがって、候補者にはわが国のような公務員採用試験があるわけではない。採用に際しては、とりわけ第一次試験と第二次国家試験の成績が重視されている。州によっては、一定の成績（点数）以上であることを要求しているところもある（たとえば、ハンブルクでは、少なくともbefriedigendを要求している。）。バーデン＝ヴュルテンベルク州では、この点について公表していない。ただ、行政法曹へのインタビューのなかで八ないし九点あたりが合格ラインであ

るという話があった。[31] ちなみに、成績評価は以下のように区分されており、ausreichend 以上の評価がなければ、第一次試験にも第二次国家試験にも合格できない。

14,00—18,00　Punkte: sehr gut
11,50—13,99　Punkte: gut
9,00—11,49　Punkte: vollbefriedigend
6,50— 8,99　Punkte: befriedigend
4,00— 6,49　Punkte: ausreichend
1,50— 3,99　Punkte: mangelhaft
0,00— 1,49　Punkte: ungenügend

公務員（Bundesbeamte, Landesbeamte, Kommunalbeamte）を希望する法曹は、連邦であれ、州であれ、さらには地方自治体であれ、法曹であることが条件とされている公募に応募することになる。バーデン＝ヴュルテンベルク州では、内務省（Innenministerium）が一般職の公務員の職務区分、すなわち法曹が対象となる Höherer allgemeiner Verwaltungsdienst（最上級一般行政職）、Gehobener Verwaltungsdienst（上級行政職）、Mittlerer Verwaltungsdienst（中級行政職）[32] ごとに公募情報をホームページに掲載している。[33]

（3）法曹資格を有する公務員としての採用後の職務

行政法曹として採用される場合であっても、わが国の新たな国家公務員の区分でいえば、総合職として職務に従

事することになる。[34] バーデン＝ヴュルテンベルク州では、五年から一〇年で部署が変わるのが通例ということである。ただ、現実的には法津知識が必要とされる部署には必ず行政法曹が配置されているようである。[35] また、フライブルク市法務部での調査では、当該部署のほぼ全員が法曹資格を有しているということであった。

また、ドイツではわが国と異なり民事事件について弁護士強制主義がとられているが、行政事件については、本人訴訟が認められている（ドイツ行政裁判所法六七条一項）。したがって、ドイツでは行政事件について法曹資格を有する公務員が自ら州や地方自治体の代理人として訴訟を扱い（同法六七条四項四文はそのことを明文で定めている。）、弁護士あるいは弁護士事務所に依頼することはないという。もちろん、通常裁判所で争われる州等が当事者となる民事事件については外部の弁護士に依頼することになる。バーデン＝ヴュルテンベルク州シュトゥットガルト支局での行政法曹への調査では、これまで行政事件訴訟を二件しか扱ったことがないということであった。しかし、フライブルク市法務部は、不服申立事案や行政事件訴訟を専門に扱っており、ほぼ月一件の割合で行政事件訴訟を扱っているということである。部署によって、かなりの違いがあるようである。

（4）公的部門における法曹に求められる資質等

まず、法律事務所や行政裁判所との人事交流に関して、バーデン＝ヴュルテンベルク州では統計はないが、州公務員法により公務員の任用は原則として満四二歳までという制限があるため、現実には他の職種との交流は難しいという。また、裁判所と連邦行政庁または州行政庁との交流は排除されているわけではないが、稀であるということである。[36]

次に、資質についてであるが、州の公務員採用の窓口となっている内務省によれば、平均以上の専門的能力とともに、コミュニケーション能力、チームを組んで仕事ができること、そして負担あるいは重圧に耐える能力が求め

られるという。一方、行政法曹からは、法曹以外の能力、組織をまとめる能力、法的な問題解決能力というよりむしろ実際的、現実的な問題解決能力、そのためのコミュニケーション能力が求められるといった声が聞かれた[37]。行政組織の一翼を担う行政法曹として、当然求められる資質ということができよう。

四　おわりに

ドイツでは法曹の職域が広く、とくに連邦、州、地方自治体において多くの行政法曹が活躍している。その直接的な要因は、ドイツにおける法学教育、司法試験をも含めた法曹養成制度に、法令により行政（官公署）における実務実習および司法修習が組み込まれていることにある。しかし、今回の関係者への調査を通じてとくに感じたことは、法曹養成制度に対する高い信頼である。ドイツ司法相会議が、ボローニャ宣言における学士・修士の法学教育制度への導入に全会一致で反対したことは、その証左でもあるといえよう。

これに対して、周知のようにわが国の現行の法曹養成制度はその発足以来混迷を極めている。一方で、霞が関インターンシップが行われるようになり、また、司法試験合格者に国家公務員総合職への道が開かれることになった。これらは、法曹の職域拡大に資するものとして一定の評価をすることができるものの、国レベルでの第一歩にすぎない。

日独の文化、伝統、教育等のシステムが異なるため、ドイツの法曹養成制度のような行政法曹の育成とも連動した総合的なシステムのわが国への導入の是非については、なお慎重に検討すべきものと思われるが、少なくとも合理的で信頼しうる法曹養成制度に変革していくことが望まれる。

最後に、今回の調査に当たって、バーデン＝ヴュルテンベルク州と地方自治体の多くの関係者や大学関係者のご

協力を得ることができた。この場を借りて心より御礼申し上げたい。

（1）　この国際シンポジウムは、平成二二～二四年度科学研究費助成金基盤研究（B）「諸外国の法曹養成と官庁・自治体実務修習の関連づけの調査と法科大学院への応用可能性」（研究代表者　高橋明男教授）の成果として、開催されたものである。本研究の目的および趣旨について詳細は、高橋明男「公的部門における法律専門家（一）」阪大法学六三巻一号（二〇一三年）二一一頁以下。

（2）　筆者は、二〇一一年三月と二〇一一年八月の二回にわたってバーデン＝ヴュルテンベルク州における調査を行った。

（3）　フランスの司法制度および法曹養成度については、北村和生「公的部門における法律専門家―フランスにおけるその養成と役割―」阪大法学六三巻五号（二〇一四年）二八八頁以下参照。

（4）　ドイツの司法制度を含め諸外国（アメリカ、イギリス、フランス）の制度を紹介したものとして、一九九九年七月から二年間内閣に設置された司法制度審議会の第五回議事録（平成一一年一〇月二六日開催）の配布資料「諸外国の司法制度概要」（http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/pdfs/dai5gijiroku-2.pdf）がある。ドイツについては四五頁以下、とくにドイツの裁判所審級図については六〇頁が分かりやすい。

（5）　ドイツの法曹養成制度に関するモノグラフィーは多い。さしあたり、村上淳一「ドイツにおける法律家養成の現況」ジュリスト一〇一六号（一九九三年）七二頁、佐藤岩夫「ドイツの法曹」比較法研究六三号（二〇〇一年）一四頁、西谷敏「ドイツ法曹養成制度と法科大学院構想」法律時報七二巻一号（二〇〇〇年）一三二頁、小野秀誠「ドイツの法曹養成制度」法律時報七八巻二号（二〇〇六年）六八頁、石部雅亮「法曹養成制度のドイツ型」日本社会学会編『司法改革の視点』法社会学五三号（有斐閣、二〇〇〇年）一一一頁、ライナー・フランク／滝沢昌彦訳「ドイツにおける法曹養成」明治大学法科大学院論集五号（二〇〇八年）一二九頁。また、比較的最近のものとして、甲斐素直「ドイツにおける法曹養成制度改革について―制度の概要―」日本大学法学紀要四九巻（二〇〇七年）七頁、藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」法曹養成対策室報五号（日本弁護士連合会、二〇一一年）八頁が有意義である。

（6）　甲斐・前掲注（5）九頁以下。

（7）　甲斐・前掲注（5）八頁。

（8）ドイツにおける弁護士業務については、岡崎克彦「ドイツにおける弁護士とその業務の実情について（一）（二）（三）（四）（五）・完」判例時報一七一六号二八頁、一七一七号一一頁、一七一九号一八頁、一七二〇号二五頁、一七二三号（いずれの号も、二〇〇〇年）一〇頁が参考になる。

（9）新司法試験の実施状況や旧試験との関係については、小野秀誠「ドイツの新司法（国家）試験（二〇〇七年）」国際商事法務三七巻五号（二〇〇九年）六一二頁以下参照。

（10）小野・前掲注（5）六九頁。

（11）バーデン＝ヴュルテンベルク州の司法試験に関する法令については、http://jum.baden-wuerttemberg.de/servlet/PB/menu/1153281/index.html?ROOT=1153239 参照。

（12）バーデン＝ヴュルテンベルク州の大学での法学教育の実情については、ベルント・R・マイヤー「テュービンゲン大学における法学学習」ジュリスト一〇一六号（一九九三年）七八頁参照。また、高田篤「ドイツにおける法曹教育の中核としての『法学』・法学部」日本法社会学会編『司法改革の視点』法社会学五三号（有斐閣、二〇〇〇年）一二二頁参照。

（13）フライブルク大学法学部の Thomas Würtenberger 教授のご意見である。

（14）これは、空打ち（Freischuss, Freiversuch）受験とも呼ばれる日本にはないシステムである。甲斐・前掲注（5）二六頁。

（15）http://www.verwaltung.uni-freiburg.de/lsfserver/rds?state=wtree&search=1&trex=step&root120112=1145650|1148160|1147300&P.vx=kurz

（16）人事院は、インターンシップを年二回実施しているが、最新の実施状況（第八回）をみても、受入れは計八府省一〇人、学生の在籍する法科大学院も計六大学院（一〇人）となっている。人事院人材局（報道資料）「第八回霞が関法科大学院生インターンシップ」の実施について」（平成二四年一二月二七日）（http://www.jinji.go.jp/kisya/1212/law-intern-8th.pdf）。

（17）筆者によるわが国の自治体調査は、仙台市（二〇一一年二月二三日）、宮城県（同年三月一日）、福岡県と福岡市（いずれも二〇一二年六月八日）について行っている。

（18）二〇一一年三月に研究代表者である大阪大学の高橋明男教授とともにシュパイヤー行政大学院の Jan Ziekow 教授お

よび Rainer Pitschas 教授にそれぞれ面談し、法曹養成課程における実務修習の状況、司法修習、法曹資格者の公務員就職状況、公務員と行政裁判所裁判官との移動の状況、公務員制度改革等について、聞き取り調査を行った。その内容については、高橋教授の報告を参照されたい。

(19) 司法修習の実体験を紹介するものとして、ベルント・M・クラフト「バーデン＝ヴュルテンベルク州における司法修習」ジュリスト一〇一六号（一九九三年）八〇頁がある。

(20) 藤田・前掲注（5）一八頁

(21) Bericht des Landesjustizprüfungsamts des Landes Baden-Württemberg für das Jahr 2011, S.5, 10 (http://jum.baden-wuerttemberg.de/servlet/PB/show/1277337/Jahresbericht%202011.pdf).

(22) この宣言については、小野秀誠「グローバル化のもとの法曹養成：ボローニャ宣言による標準化」一橋法学六巻一号（二〇〇七年）一頁、同「マンハイム・モデルとドイツの新司法試験」一橋法学八巻三号（二〇〇九年）八九頁、Der Ausschuss der Konferenz der Justizministerinnen und Justizminister zur Koordinierung der Juristenausbildung, Bericht über Möglichkeiten und Konsequenzen einer Bachelor-Master-Struktur anhand unterschiedlicher Modelle einschließlich der berufspraktischen Phase unter Berücksichtigung des entwickelten Diskussionsmodells eines Spartenvorbereitungsdienstes vom 31.3.2011 (http://www.jum.baden-wuerttemberg.de/servlet/PB/show/1268858/Bologna-Bericht) 参照。

(23) 小野・前掲注（22）「グローバル化のもとの法曹養成：ボローニャ宣言による標準化」三頁。

(24) 小野・前掲注（22）「グローバル化のもとの法曹養成：ボローニャ宣言による標準化」五頁。

(25) 詳しくは、小野・前掲注（22）「グローバル化のもとの法曹養成：ボローニャ宣言による標準化」五頁以下参照。

(26) 藤田・前掲注（5）一五頁。

(27) フライブルク大学およびシュパイヤー行政大学院での調査による。

(28) Beschluss der 82. Konferenz der Justizministerinnen und Justizminister am 18. und 19. Mai 2011 in Halle(Saale) (http://www.sachsen-anhalt.de/fileadmin/Elementbibliothek/Bibliothek_Politik_und_Verwaltung/Bibliothek_MJ/juriko/I_1_Juristenausbildung.pdf).

(29) ヤン・ヘンドリック・ディートリッヒ／高橋明男訳「法曹優位と専門家傾向の間で―ドイツにおける行政法曹―」阪

大法学六三巻二号（二〇一三年）四一五頁。

(30) Thomas Würtenberger 教授のご意見である。

(31) バーデン＝ヴュルテンベルク州の州都シュトゥットガルトの支局（Regierungspräsidium Stuttgart）における行政法曹の見解である。

(32) この分類は、公務員といっても、いわゆる官吏（Beamte）に関するそれである。公行政への従事者としては、さらに私法上の労働契約に基づき雇用関係にたつ協約労働者が存在する。これに関する詳細については、ディートリッヒ・前掲注（29）四〇〇頁以下参照。

(33) http://www.im.baden-wuerttemberg.de/de/Berufsinformation/83717.html

(34) 周知のように、わが国では二〇一一年四月に採用試験に関する人事院規則八―八が全面改正され、それまでの国家公務員Ⅰ種試験、Ⅱ種試験及びⅢ種試験が廃止され、総合職試験及び一般職試験に再編され、翌年の試験から新たな試験区分により採用試験が実施されている。また、法曹養成制度あるいは法科大学院との関連で注目されるのは、総合職試験が院卒者試験と大卒者試験に分けられ、前者はさらに法務区分と法務区分以外の区分に分けられ、法務区分の受験資格が法科大学院を終了し、司法試験に合格した者に、法務区分以外の区分の受験資格が法科大学院修了者に、それぞれ与えられることになったことである。その詳細については、人事院「新たな採用試験の具体的な内容」（平成二三年四月）（http://www.jinji.go.jp/saiyo/gutaitekinanaiyou.pdf）参照。

また、法曹資格者の国家公務員としての採用制度に関し、「法曹有資格者の公務員登用促進に関する協議会取りまとめ（平成二一年四月二四日）」法律のひろば二〇〇九年八月号一三頁、福田紀夫「国家公務員への法曹資格者等の活用」法律のひろば二〇〇九年八月号三三頁参照。

(35) シュトゥットガルトの支局における行政法曹へのインタビューでの話である。

(36) これは、バーデン＝ヴュルテンベルク州内務省への調査に対する回答に基づいている。

(37) シュトゥットガルトおよびフライブルクにおいてインタビューをした行政法曹のほぼ共通した認識である。